使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十九号

診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、 使用薬剤の薬価 (薬価基

準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用す

る。ただし、同告示別表第一部の改正規定については、同年六月一日から適用する。

令和七年三月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

第2部~第4部 (略) 別 表 注 1 3 ゼポジアカプセルスターターパック テクベイリ皮下注153mg ゼップバウンド皮下注15mgアテオス ゼップバウンド皮下注12.5mgアテオス ゼップバウンド皮下注10mgアテオス ゼップバウンド皮下注7.5mgアテオス ゼポジアカプセル0.92mg ウプトラビ錠小児用0.05mg ヒムペブジ皮下注150mgペン テクベイリ皮下注30mg クアルソディ髄注100mg ダトロウェイ点滴静注用100mg ゼップバウンド皮下注5mgアテオス ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス ブルキンザカプセル80mg リットフーロカプセル50mg (器) (器) (5) (<u>た</u>) (<u>^</u> († (A) (§,) (IJ) $(6) \sim (6)$ (略) (め) ~ (ら) <u>G</u> 믐ㅁ ∄□ (器) (器) 第5部 第1部 容 改 人 追 正 用 \mathbb{H} 後 採 燕 12.5mg0.5mL1キット 採 7.5mg0.5mL1キット 2.5mg0.5mL1キット 10mg0.5mL1キット 150mg 1 mL 1 キット 15mg0.5mL1キット 5 mg0.5mL 1 キット 0.92mg 1 カプセル 50mg 1 カプセル 80mg 1 カプセル 規 規 153mg1.7mL1羝 100mg15mL1瓶 30mg3mL1瓶 格 格 格単位 0.05mg 1 錠 100mg 1 瓶 1シート 涆 泄 台 A A 4, 792.80 12, 313.30 2, 788, 883 1, 081, 023 5, 584. 30 6, 636. 10 216, 930 883, 108 311, 990 443.50 11, 242 採 10, 180 採 蒸 8, 999 7, 721 5, 797 3, 067 田 田 角 田 亩 第2部~第4部 別表 (新設) 注 1 ~ リットフーロカプセル50mg (器) (器) 3 (IJ) (め) ~ (ら) (略) $(6) \sim (6)$ (器) 吕ㅁ (器) (器) 第1部 名 改 忆 正 \boxplus 前 燕 50mg 1 カプセル 規 格 泄 户 和 5, 802. 40

(傍線部分は改正部分)

田

角

(る) ルンスミオ点滴静注 1 mg ルンスミオ点滴静注30mg ファセンラ皮下注30mgペン ブリィビアクト静注25mg 30mg 1 mL 1 キット 25mg2.5mL 1 瓶 1 mg 1 mL 1 瓶 30mg30mL 1 瓶 83, 717 2, 393, 055 351, 731 2, 450